

広島県告示第二百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
安東一丁目二一地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		地番		標柱番号																							
広島市 安佐南区	安東一丁目	毘沙門台二丁目	一 九 八 六 番 三	標 柱 一 号	一 七 三 〇 番 五 一	標 柱 四 号	三 五 九 九 番	標 柱 三 号																					
									三 六 一 五 番	標 柱 二 号																			
											三 五 八 〇 番 一	標 柱 六 号																	
													三 五 九 〇 番	標 柱 五 号															
															三 五 八 九 番	標 柱 七 号 及 び 八 号													
																	三 五 七 一 番 一	標 柱 九 号											
																			安東一丁目	二 〇 七 二 番 一	標 柱 一 〇 号								
																						一 七 三 〇 番 二 一	標 柱 一 一 号						
																								一 七 三 〇 番 二 五	標 柱 一 二 号				
																										一 七 一 九 番 二 七	標 柱 一 三 号		
																												一 七 一 九 番 三 〇	標 柱 一 四 号

一七一九番一五

標柱一五号